

国立大学法人群馬大学情報化推進室規程

平成20. 4. 17 制定

改正 平成26. 4. 1 平成30. 4. 1

令和元. 9. 30 令和 5. 4. 1

令和 8. 4. 22

(目 的)

第1条 国立大学法人群馬大学（以下「本学」という。）に、本学における情報化の推進及び情報セキュリティ対策を図るため、国立大学法人群馬大学情報化推進に関する規則第6条に基づき、国立大学法人群馬大学情報化推進室(以下「情報化推進室」という。)を置く。

(業 務)

第2条 情報化推進室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 情報化に関する基本方針を策定すること。
- (2) 基本方針に基づく情報環境整備計画の立案と検証に関すること。
- (3) 情報システムの一元化・集中化に関すること。
- (4) 業務・システムの最適化に関すること。
- (5) 国立大学法人群馬大学情報セキュリティ対策基本計画に基づく情報セキュリティの確保に関すること。
- (6) その他情報化の推進及び情報セキュリティ対策に関して必要な事項

(組 織)

第3条 情報化推進室は、次の各号に掲げる室員をもって組織する。

- (1) 最高情報セキュリティ責任者（以下「C I S O」という。）
- (2) 情報化統括責任者（以下「C I O」という。）
- (3) 情報化統括責任者補佐（以下「C I O補佐」という。）
- (4) 当該業務に関し識見を有する者のうちからC I Oが指名する者 若干人
- (5) 総合情報メディアセンターの主担当を命ぜられた教員のうちC I Oが指名する者 1人
- (6) 研究推進部長
- (7) 研究推進部総合情報メディアセンター課長

(任 期)

第4条 前条第4号及び第5号の室員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の室員の任期は、前任者の残任期間とする。

(室長及び副室長)

第5条 情報化推進室に室長を置き、第3条第2号のC I Oをもって充てる。

2 室長は、情報化推進室の業務を掌理する。

3 情報化推進室に副室長を置き、第3条第3号のC I O補佐のうちから室長が指名する者をもって充てる。

4 副室長は、室長を補佐するとともに、室長に事故あるときは、その職務を代行する。

(情報化推進室会議)

第6条 第2条1号から4号に掲げる業務を円滑に実施するため、情報化推進室に情報化推進室会議（以下「推進室会議」という。）を置く。

2 推進室会議は、第2条1号から4号に掲げる業務の遂行に関し必要な事項を審議する。

3 推進室会議は、第3条各号に掲げる室員をもって組織する。

4 推進室会議に議長を置き、CIOをもって充てる。

5 議長は、推進会議を招集し、これを主宰する。

6 議長に事故あるときは、あらかじめ議長が指名した者がその職務を代行する。

7 推進室会議は、室員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

8 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

9 議長が必要と認めたときは、室員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

10 その他情報化の推進に関して必要な事項

(全学情報セキュリティ会議)

第7条 第2条5号から6号に掲げる業務を円滑に実施するため、情報化推進室に全学情報セキュリティ会議（以下「セキュリティ会議」という。）を置く。

2 セキュリティ会議は、第2条5号から6号に掲げる業務の遂行に関し必要な事項を審議する。

3 セキュリティ会議は、第3条各号に掲げる室員をもって組織する。

4 セキュリティ会議に議長を置き、CISOをもって充てる。

5 議長は、セキュリティ会議を招集し、これを主宰する。

6 議長に事故あるときは、あらかじめ議長が指名した者がその職務を代行する。

7 セキュリティ会議は、室員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

8 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

9 議長が必要と認めたときは、室員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

10 その他情報セキュリティ対策に関して必要な事項

第8条 情報化推進室業務の運用、開発、支援等を行うため、情報化推進室に次に掲げる情報システム運用委員会を置く。

- ・ 荒牧地区情報システム運用委員会
- ・ 昭和地区情報システム運用委員会
- ・ 桐生・太田地区情報システム運用委員会
- ・ 事務局情報システム運用委員会
- ・ 医学部附属病院情報システム運用委員会

2 情報システム運用委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、室長が別に定める。

3 総合情報メディアセンターにおける情報化推進室業務の運用，開発，支援等は，総合情報メディアセンター運営委員会で行う。

（事務）

第9条 情報化推進室の事務は，研究推進部総合情報メディアセンター課において処理する。

（規程の改廃）

第10条 この規程の改廃は，学長が行う。

附 則

1 この規程は，平成20年4月17日から施行する。

2 国立大学法人群馬大学研究者情報データベース専門部会規程（平成16年4月1日制定）及び国立大学法人群馬大学情報セキュリティ専門部会規程（平成16年4月1日制定）は，廃止する。

3 この規程施行後，最初に委嘱される第3条第3号及び第4号の室員の任期は，第4条の規定にかかわらず，平成22年3月31日までとする。

附 則

この規程は，平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，令和元年9月30日から施行する。

附 則

この規程は，令和5年4月1日から施行する。

附 則

この改正は，令和8年4月22日から施行し，令和8年4月1日から適用する。